



a short letter

第 48 号

2015 年 4 月 10 日発行 TEL: 075-431-4361 FAX: 075-431-4365 http://www.nakano-cpa.com/

今回のテーマ:「マイナンバー制度が始まる その1」

マイナンバー制度が来年1月からスタートします。

1. マイナンバー制度とは

日本の住民票を持つ全ての個人に番号を付与することにより、<u>社会保障・税・災害対策</u>の分野で効率的に情報を管理し、複数機関に存在する個人情報が同一人の情報であることを確認するために活用される制度です。(番号付与は今年 10 月から)

年金·労働·医療·福祉

社会保障

税

災害対策

(例)

- 年金や雇用保険の資格 取得、給付
- ハローワークの事務
- ・福祉分野の給付、生活保護

(例)

- 確定申告書、届出書、法定調書などに記載
- 税務署の内部事務

(例)

- ・ 被災者生活再建支援金の支給
- ・ 被災者台帳の作成事務

2. マイナンバーが必要な税務書類

マイナンバーの記載が必要な税務書類は主に次のとおりです。

- (1)確定申告書 (2)源泉徴収票(約
- (2) 源泉徴収票(給与所得、退職所得、公的年金など)
- (3) 支払調書(報酬、不動産の使用料など)
- (4)給与支払報告書

- (5) 扶養控除等申告書
- (6)保険料控除申告書
- (7) 退職所得の受給に関する申告書

3. 今後のスケジュール(具体例)

導入準備

- ・社内規程の見直し
- ・体制整備、教育

制度対応

- ・システム、セキュリティ
- ・従業員及び扶養家族の 番号収集

制度活用

・個人番号カードの活用

対応統括部門

- ・全社方針/規程/ルールの策定、全社教育
- 全社およびグループ会社の対応状況管理

~ 人事・総務

経理

- ・ 業務におけるマイナンバー対応
- ・システム改定、業務見直し
- 法定調書特定などのとりまとめ
- ・健保組合、企業年金基金などへマイナンバー 提供
- ・個人事業主(講師、賃貸人など)からマイナ ンバーを収集

情報 システム

- ・システム改修予算確保、システム改修
- 情報セキュリティ関連規定の改定、教育実施

全社的視点で現行業務を検証し、漏れなく対応することが大切です。

